

# 公益法人制度改革を踏まえた外郭団体改革の基本方針

(平成 20 年 12 月 1 日策定)

## 新たな改革への背景

公益法人制度改革の開始・・・H20.12.1 から 5 年間に、現在の社団、財団法人は、その公益性等に応じて、「一般社団、財団法人」が「公益社団、財団法人」のいずれかへ移行する。

## 外郭団体改革の基本方針（平成 20 年度～平成 25 年度）

### 外郭団体のあり方にかかる基本理念

民間にはできない公益的分野へシフト  
公共ニーズの変化等に柔軟に対応できる体制

外郭団体全体としては段階的に縮小  
事業は市と連携、経営は自主・自律

### 改革の基本方針

#### (1)各団体の基本的方向性

各団体（17 団体）のあり方を 3 つに分類し、今後の役割等に応じ、全体的に縮小

市の施策や公益目的の実現のために活用していく団体（6 団体）

当面、公共サービスの安定的な担い手として活用していく団体（7 団体）

廃止、縮小のほか、抜本的なあり方の見直しを検討する団体（4 団体）

#### (3)団体の統廃合や民営化等の推進

公益法人の約 3 割削減を目指して検討  
17 団体 12 団体へ（5 団体削減）

廃止や民営化等抜本的な見直しの検討  
（3 団体削減）

団体統合の検討  
（2 団体削減ほか）

#### (2)公益法人制度改革への対応

財団、社団：14 団体（他 3 団体は対象外）  
概ね平成 22 年度を目途に、公益認定申請を行う方針とする。

#### (4)更なる経営改善及び自主・自律への取組み

経営改善への取組み

経費削減、公益事業の充実、退職者不補充等

自主・自律への取組み

自主財源の拡大、補助金見直しの徹底等

意識改革への取組み

団体間交流研修制度の構築等

## 改革のねらい

市の施策と連携して公共サービスの充実を目指し、  
より公益的な役割を担う外郭団体へ集中化&スリム化

(参考) 改革による削減効果の概算推計額 総額 約 30 億円  
(最大限に改革を進めたと仮定した場合における、改革実施から約 10 年間の概算推計)

改革のねらい（基本理念）

『より公益的な役割を担う外郭団体へ集中化&スリム化』

民間にはできない、より公益的な分野・役割を中心に担う団体へシフト  
「民間でできるものは民間へ」任せ、本市の外郭団体全体としては段階的に縮小  
公共サービスのニーズの変化等に柔軟に対応できる体制を目指し、積極的に統合を検討  
事業面で市の施策と連携を図りつつ、経営面では可能な限り自主・自律に努める

(1)各団体の基本的方向性

市の施策や公益目的の実現のために活用していく団体

(当面、現状維持)

現在は民間が参入し難い分野を担っており、団体規模はできるだけ拡大せずに、市の  
施策との連携を強化していく。

- ・(財)さいたま市国際交流協会・(社福)さいたま市社会福祉協議会・(社)さいたま市シルバ  
人材センタ - ・(財)さいたま市産業創造財団・(社)さいたま観光コンベンションビュ - ロー
- ・(財)さいたま市体育協会 (6 団体)

当面、公共サービスの安定的な担い手として活用していく団体

(将来に向けて段階的に  
縮小を検討)

公益性はあるが民間でも参入可能な分野を中心に担っているため、当面は、民間が参入し  
ない場合の受け皿の役割を果たしながら、将来に向けて段階的に、民間にはできない分野へ  
集中化・専門化していく。

- ・(財)さいたま市公立施設管理公社・(財)さいたま市文化振興事業団・(財)さいたま市浦和地域  
医療センタ - ・(社福)さいたま市社会福祉事業団・(財)さいたま市公園緑地協会・(財)さいたま  
市土地区画整理協会・(財)埼玉水道サービス公社 (7 団体)

廃止、縮小のほか、抜本的なあり方の見直しを検討する団体

(中期的に、廃止、統合  
や民営化などを検討)

既に使命を終えつつある団体、もしくは民間でも同様の事業を行っており、一般的には公  
益性が薄れていると思われる団体である。廃止、統合や株式会社化などを含め、抜本的なあ  
り方の見直しを検討していく。

- ・さいたま市土地開発公社・(財)さいたま市在宅ケアサービス公社・(財)浦和パーキングセンタ -
- ・(財)さいたま市都市整備公社 (4 団体)

上記 3 つの方向性等に応じて、団体の統廃合等を組み合わせな  
がら、外郭団体全体を、順次、縮小していく。

外郭団体の縮小等に伴う、公共サービスの安定確保等への対応について  
外郭団体の縮小等に当たっては、公共サービスの低下や利用者の混乱等を招くことの無いよう、  
適切な対応を図るとともに、民間の代替可能性等を考慮しながら段階的に進めていく。  
また、統廃合等に伴って団体正規職員の余裕人員が生じた場合にも、職員の雇用に配慮し、適切  
な対応策を講じるものとする。

## (2) 公益法人制度改革への対応

(財団・社団:14 団体 他3団体は対象外)

- ◆ 概ね平成 22 年度を目途に、公益認定申請を行う方針とする。
  - ・平成 22 年度までに初回の申請を行うことを基本として、団体ごとに準備を進めていく。
  - ・申請に当たっては、公益事業の充実や公益的な団体との統合など、公益性の整理を行うこととする。

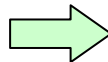
公益認定の具体的な判断基準が不明確なため、全国的な認定の状況を注視し、適宜、計画等の見直しを行う。

## (3) 団体の統廃合や民営化等の推進

(注) 団体の名称中、「さいたま市」又は「さいたま」は省略

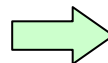
廃止や民営化等抜本的な見直しの検討

土地開発公社



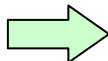
公社の廃止に向けて検討する  
(平成 24 年度まで)

(財)浦和パーキングセンター  
(財)都市整備公社等



統廃合や民営化等に向けて  
検討する (平成 22 年度まで)

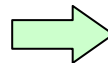
(財)在宅ケアサービス公社  
(社福)社会福祉協議会等



社会福祉法人へ統合する  
(平成 22 年度まで)

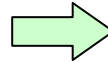
財団、社団の統合

(財)公立施設管理公社  
(財)文化振興事業団



統合する  
(平成 22 年度まで)

(財)国際交流協会  
(社)観光コンベンションビューロー等



統合に向けて検討する  
(平成 22 年度まで)

平成 22 年度末までに公益法人化の見通しが立たない団体

一般財団法人となる見通しの  
団体



原則として1つの団体に統合する  
(移行期間満了期限まで)

#### (4) 更なる経営改善及び自主・自律への取組み

##### 経営改善への取組み

経費削減、公益事業の充実、退職者不補充 等

##### 自主・自律への取組み

自主財源の拡大、補助金見直しの徹底 等

##### 意識改革への取組み

団体間交流研修制度の構築等

今後、具体的な取組み目標等を定め、「外郭団体の改革及び運営に関する指針」の改定を行う。

#### 主な改革項目の工程表と目標

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標	
公益認定申請 (全体)							概ね、22年度を目途に、初回申請	
団体の統廃合や民営化等の推進	土地開発公社の廃止等の検討							23～24年度に、廃止に向けた検討
	浦和パークینگと都市整備公社等							22年度までに統廃合や民営化等を検討
	在宅ケアサービス公社と社会福祉協議会等							21年度までに検討し、22年度末までに統合
	公立施設管理公社と文化振興事業団							21年度までに検討し、22年度に統合(統合申請)
	国際交流協会と観光コンベンションビューロー等							22年度までに統合を検討
	一般財団法人となる見込みの団体							移行期間満了期限(25年11月)までに統合
相互交流研修、団体間転籍ルールの構築							22年4月までに実施	